（６）判定請求手続の流れ

判定請求

✧ 判定請求は、権利単位を特定（特許の場合、請求項が複数あるときは対象とする一の請求項を特定）し、イ号１つにつき１件請求します。

↓

答弁指令

✧ 判定請求書の副本を被請求人に送達し、被請求人に答弁を求めます。（応答期間；内国人３０日、在外者６０日）

↓

答弁書

✧ 答弁書の副本を判定請求人に送達します。

↓

合議体による審理

✧ ３名の審判官による合議体で審理します。
✧ 必要により口頭審理、証拠調べ等がされます。

↓

判定書作成

✧ 属する、属しないの判断とともに詳細な理由を示します。

↓

判定書送達

✧ 判定の結論に対して不服申立てはできません。
✧ 判定書の内容は、特許庁が発行する公報に掲載されます。